

生前贈与登記の申請に必要な書類

〒604-8145

京都市中京区東洞院錦小路上る

元竹田町631-3

エステートビル四条烏丸5F

ナカジマ司法書士事務所

司法書士 中 島 忠 之

TEL 075 (585) 2804

FAX 075 (585) 2807

1. もらう方の住民票（**すべて省略なしのもの**）、お認印
2. あげる方の印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）、ご実印
3. 不動産の評価額がわかる書類（固定資産税の納付書など）
4. 贈与する不動産の権利証（または登記識別情報）
5. 取得時の売買契約書など
6. あげる方の公的身分証明書（運転免許証、健康保険証 等）
7. もらう方の公的身分証明書（運転免許証、健康保険証 等）
（※有効期間をお確かめ下さい）

1・3の書面は当事務所でも取得可能です（1通900円＋実費）

※ただし、住民票の住所が登記簿の住所と異なっている場合は、別途あげる方の住民票
or（2回以上引越ししている場合は）あげる方の戸籍の附票が必要になります。

なお、ハンコについては、あげる方は必ず**ご実印**をご用意ください。